

交通政策審議会 陸上交通分科会 自動車部会

自動運転ワーキンググループの設置について

1. 趣旨

近年開発が進められている自動車の自動運転は、交通事故の削減のみならず、高齢者等の移動手段の確保や物流の生産性向上など、社会が直面する様々な課題の解決に資するものとして、早期の実用化が期待されている。

このため、国土交通省では、本年6月に開催された第6回デジタル行財政改革会議において、2026年に見込まれる自動運転タクシーの実装に向けて、ビジネスモデルに対応した規制緩和等に取り組むとともに、認証基準等の具体化による安全性の確保、事故原因究明を通じた再発防止、被害が生じた場合における補償の観点から、自動運転タクシー実装のための制度構築を進めるとしたところ。

これを受け、今後の自動運転タクシーの社会実装のための制度のあり方について、短期集中的に検討を行うため、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会の下に「自動運転ワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置するものとする。

2. 構成員及び運営

○ ワーキンググループの構成員は、有識者の委員、関係業界等のオブザーバーにより構成するものとし、別紙のとおりとする。

○ ワーキンググループの運営は、「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会運営規則」(以下「規則」という。)に定めるもののほか、以下によるものとする。

- ・自動車製作者等の車両開発の状況等、機微な情報が含まれることから、会議は冒頭部分のみ公開とし傍聴は不可とする。ただし、特段の理由がある場合を除き、議事要旨と配付資料は公表する。
- ・ワーキンググループの事務局は国土交通省物流・自動車局にて行うものとする。
- ・規則及び上記に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項はワーキンググループで決定する。

3. 検討項目

第6回デジタル行財政改革会議を踏まえた、今後の自動運転タクシーの社会実装のための制度のあり方

4. 検討スケジュール

10月 第1回WG開催

(並行して運賃・料金検討会、安全性能確保策に関する検討会、損害賠償責任に関する検討会を開催)

今冬～春 複数回WG開催

来夏 とりまとめ

～関係法令等抜粋～

○国土交通省設置法（平成１１年法律第１００号）（抄）

第１４条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
 - 三 （略）
- ２ 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 交通政策審議会令（平成１２年政令第３００号）（抄）

（所掌事務）

第１条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（委員等の任命）

第３条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- ２ 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（分科会）

第６条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
陸上交通分科会	一 鉄道、道路運送その他の陸上交通に関する重要事項を調査審議すること。

○交通政策審議会運営規則（抄）

（趣旨）

第１条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（議長）

第４条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第５条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

○交通政策審議会陸上交通分科会運営規則（抄）

(趣旨)

第1条 陸上交通分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事の公開)

第8条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

○交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会運営規則（抄）

（ワーキンググループの設置）

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

（ワーキンググループの委員）

第2条 ワーキンググループに属すべき委員等（陸上交通分科会運営規則第三条の「委員等」という。以下同じ。）は、自動車部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

（ワーキンググループの委員長）

第3条 ワーキンググループに、委員長を置き、当該ワーキンググループに属する委員等から、部会長が指名する。

2 ワーキンググループは委員長が招集する。

3 委員長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該ワーキンググループに属する委員等のうち委員、当該議事に関係のある臨時委員に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。

（議事）

第7条 小委員会及びワーキンググループの議事については、交通政策審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の「会長」とあるのは「幹事」及び「委員長」と、「審議会」とあるのは「ワーキンググループ」及び「小委員会」と読み替えるものとする。

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会「自動運転ワーキンググループ」の設置

○ 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会運営規則（抄）

（ワーキンググループ）

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 ワーキンググループの議決は、部会長が適当であると認めるときは、部会の議決とすることができる。

交通政策審議会

交通体系分科会

技術分科会

観光分科会

陸上交通分科会

海事分科会

港湾分科会

航空分科会

気象分科会

鉄道部会

自動車部会

自動運転ワーキンググループ

自動車燃費基準小委員会

過去に開催したWG/小委員会

技術安全ワーキンググループ

自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会

豊かな未来社会に向けた自動車行政の新たな展開に関する小委員会

タクシー事業を巡る諸問題に関する検討ワーキンググループ

タクシー及び日本版ライドシェアにおける運賃・料金の多様化に関する検討会

自動運転車の安全性能確保策に関する検討会

ロボットタクシー導入等に向けた自動運転における自賠法上の損害賠償責任に関する検討会

運賃・料金及び車両技術、自賠法上の民事責任について、それぞれ私設会議体を設置して検討

自動運転タクシーの実装に向けたロードマップ

2026年と見込まれる自動運転タクシー実装に向けて、ビジネスモデルに対応した規制緩和等に取り組むとともに、認証基準等の具体化による安全性の確保、運輸安全委員会における自動運転車に係る事故調査体制の確保を通じた再発防止、被害が生じた場合における補償の観点から、自動運転タクシー実装のための制度を構築する。

ビジネスモデルに対応した規制緩和等

1 管理の受委託の運用の明確化

自動運転の専門性を有すると認められる者については、タクシー事業の許可を有していなくても、その管理を受託し、タクシー事業者と供に自動運転タクシーが運行できるよう、運用を明確化（年以内に結論）

2 特定自動運行時に必要な運行管理の在り方

特定自動運行の場合、特定自動運行保安員の管理が主となるため、当該業務に即した運行管理者の要件を明確化（1年以内に結論）

3 タクシー手配に係るプラットフォームに対する規律の在り方

旅行業の登録を得てタクシー手配に係る費用を徴収しているプラットフォームに対する、道路運送法の観点からの新たな規律（1年以内に結論）

自動運転SWG※とりまとめを踏まえた3つの観点

1 認証基準等の具体化による安全性の確保

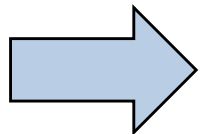
自動運行装置に係る認証基準等の具体化による、自動運転車の製造者が満たすべき安全性能の明確化（1年以内に結論）

2 事故原因究明を通じた再発防止

責任追及から分離された事故原因究明を通じて再発防止を図るべく、運輸安全委員会における自動運転車に係る事故調査の体制の確保（1年以内に結論）

3 被害が生じた場合における補償

運行供用者責任の考え方、被害者補償の在り方等の点を含め、自賠法における損害賠償責任の明確化（2025年中に結論）



これらの検討を短期集中的に行うため、交通政策審議会自動車部会の下に、新たに「自動運転ワーキンググループ」を設置。結論を得たものから順次制度化を推進。

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会
自動運転ワーキンググループ 委員名簿

(敬称略・順不同)

【委員長】

塩路 昌宏 京都大学 名誉教授

【委員】

菊間 千乃 松尾綜合法律事務所 弁護士

須田 義大 東京大学 生産技術研究所次世代モビリティ研究センター教授

笹倉 宏紀 慶應義塾大学 大学院法務研究科 教授

佐藤 典仁 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

竹岡 圭 日本自動車ジャーナリスト協会 副会長

寺田 一薫 福島学院大学 マネジメント学部地域マネジメント学科 教授

中川 由賀 中京大学 法学部 教授

波多野 邦道 一般社団法人 日本自動車工業会 安全技術・政策委員会
自動運転タスクフォース主査

廣瀬 敏也 芝浦工業大学 工学部 機械機能工学科 教授

【オブザーバー】

(公社) 全日本トラック協会

(公社) 日本バス協会

(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会

(一社) 日本自動車部品工業会

(一社) 日本自動車連盟

(一社) 日本損害保険協会

日本自動車輸入組合

道路局

運輸安全委員会

警察庁

デジタル庁

法務省

経産省